

## 特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書の記入上の注意

### 1. 記載日

- 申請書を作成した年月日を記入してください。

### 2. 写真

- 3か月以内に撮影されたもの。4 cm×3 cm（証明書用と同等サイズ）

### 3. 氏名

- 手書きの場合、氏名は楷書で記入してください。

### 4. 登録の鍵とする学会、所属学会、所属団体

- 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（2）には、「社会医学系専門医協会構成学会・団体の会員・所属歴が8年以上」があります。
- 主とする学会を「登録の鍵とする学会」として登録し、重複登録の防止などの管理を行っています。
- 「登録の鍵とする学会」は、その下欄にある11学会でなければなりません。その学会の2026年4月時点の学会歴の年数と会員番号を記入してください。
- また、「所属団体」の6団体に所属している場合は、所属している全ての団体名にチェックを入れ、所属歴は最も長いものについて、2026年4月時点の年数を記入してください。

### 5. 主たる所属

- 主たる所属組織の活動領域を行政、職域、教育研究機関、医療機関（大学病院を除く）、その他のうちから一つだけ選んでチェックを付けてください。大学病院で社会医学領域の活動をしている場合は、教育研究機関にチェックを入れてください。

### 6. 主たる勤務先名と役職

- 複数の組織、機関に在籍している場合、主に活動している組織、勤務先名と役職を記入してください。

### 7. 住所(送付先・連絡先)

- 自宅または勤務先のどちらかにチェックを入れてください。勤務先を登録する場合、組織名、所属名なども記載し、確実に郵送物が届くようにしてください。

### 8. E-mail アドレス

- 通常の連絡等は E-mail で行うことを予定しています。事務局からは PC メールで発出しますので、携帯メールアドレスは不可です。添付ファイルを開くことができるアドレスであればメールアドレスは職場、個人のいずれでも構いません。

## 9. 医籍登録番号、登録年月日

- アラビア数字で記入してください。特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件(3)には、「医師免許取得後 20 年以上経過していること」があります。2026 年 4 月時点の医歴の年数を記入してください。

## 10. 経験年数

- 非常勤の場合は常勤換算を用いて常勤に換算してください。
- ここでいう「常勤換算」とは、週 1 日×1 年間の活動を 1 単位とし、3 単位以上で常勤 1 年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
- ただし、1 年間に 3 単位を超える活動であっても 1 年を超える経験年数を計上することはできません。
- 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。合計は、2026 年 4 月時点をもって算出してください。

## 11. 社会医学系での活動・実績

### (1) 「職歴」

- 医師免許取得後の職歴をできるだけ時系列でわかりやすく、役職を含めて記載してください。  
「例：○年○月～○年○月[○年○か月] 週に□日」といった形で、始期と終期を必ず記載ください。
- 非常勤の場合は、常勤換算を用いて常勤に換算してください。
- ここでいう「常勤換算」とは、週 1 日×1 年間の活動を 1 単位とし、3 単位以上で常勤 1 年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
- ただし、1 年間に 3 単位を超える活動であっても 1 年を超える経験年数を計上することはできません。
- 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。

### (2) 「社会医学系での活動歴」

- **【参考】「社会医学系活動の実践例」を参照**して、できるだけ時系列で、わかりやすく記載してください。
- 特例措置による社会医学系指導医の要件(4)には、「社会医学系活動の実践が、通算 10 年以上あること」があります。
- 非常勤や兼任の際は、期間[年月数]と頻度[週に何時間か等]がわかるよう記載してください。  
〔例：○年○月～○年○月[○年○か月]週に□日〕
- 委員会活動や研究活動など、外部から関与の度合いがわかりにくいものは、上記の期間・頻度に加えて、主導者や代表か協力者か等の役割を明示してください。臨床活動と研究活動を兼任している場合は、エフォート率も記載してください。
- 研究歴は、研究内容、代表研究者か研究協力者を記載してください。
- 大学院歴は、フルタイムか社会人大学院生か、学位取得の有無、修了年も記載してください。

### (3) 期間の積算についての考え方は以下のとおりです。

- 原則は、フルタイムの1年間（12 か月）の勤務を1年間とみなしますが、非常勤等スポットでのかかわりの評価のめやすの例を示します。
  - ◇ フルタイムとみなすには原則的に週3日以上の出務は必要と考えられます。
  - ◇ 行政への協力について、内容によっては1回を1週間とみなしてもよいと考えられます。
  - ◇ 指導医には、年数のみならず、よりレベルの高い活動実績（指導、運営含む）が求められます。
  - ◇ 積算については、同一期間内に重複した経験があっても二重にカウントはできず、実際に従事した期間の通算とします。
  - ◇ 協会構成学会・団体の委員会等については、正副の会長・委員長は、関与度が大きいので、委員より重みづけを大きくします。
- 所属時期が重なっていない場合に限り、所属歴の合算が可能です。
  - ◇ 2つ以上の構成学会・団体における所属歴を合算する場合は、所属歴を算出した学会・団体すべてにおいて、推薦を受けてください。

## 1.2. 指導医講習会の受講確認

- 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（1）には、「指導医講習会を受講済であること」があり、（6）には「基本プログラム（7科目×7時間＝49時間）を履修していること」があります。
- 講習会の受講確認のため、講習会名、開催年月日、開始時間・終了時間、開催場所を記載し、受講票等の受講確認書類のコピーを提出してください。
- なお、社会医学系専門医の資格を持たない方がeラーニングコンテンツを受講するには、仮登録手続きを行い、社会医学系eラーニングコンソーシアム事務局にIDを発行してもらいます。その手続きの窓口は社会医学系専門医協会事務局が担います。

## 1.3. 提出時の注意

- 申請書は、必ず2頁で記入し、郵送の場合は2頁を両面で1枚としてご提出ください。

### 【参考】社会医学系活動の実践例

特例措置による社会医学系専門医・指導医の審査にあたり、社会医学系での経験を表す例を参考までに示します。申請書の「社会医学系での活動・実績」を記載する際の参考にしてください。

- (1) 以下の資格、役職、活動は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。資格の取得に要した期間も社会医学系の経験に含まれます。
- 日本衛生学会の衛生学エキスパート
  - 日本医療情報学会の医療情報技師、上級医療情報技師
  - 日本産業衛生学会の専攻医、専門医、指導医
  - 日本疫学会の疫学専門家
  - 日本公衆衛生学会の認定専門家

- 日本医療・病院管理学会の認定フェロー
- 日本医学教育学会の認定医学教育専門家
- 日本法医学会の法医認定医
- 衛生学、産業衛生学、公衆衛生学、疫学、医療・病院管理学、医療情報学、災害医学に関する研究（研究実績は学会や論文での筆頭発表者等）や研究・教育を担う役職
- 病院における医療管理の実務を担う役職（院長、副院長等）
- 臨床研修病院等において医療情報システムの企画・管理を行う部門に所属する職員
- 災害支援チームへの登録・参加（DMAT、JDR 等）、所属機関の災害医療役職（院内災害対策委員会の責任者）、地域の災害医療に関する活動（災害医療コーディネーター等）、災害救急医療等に係る管理職等の経験（病院の管理職、救命救急センター長、MC 担当医師等）
- 労災病院の治療就労両立支援センター、治療就労両立支援部等における治療と就労の両立支援にかかる活動（両立支援コーディネーター等）
- 院内での医療安全委員会や感染制御委員会等での責任者としての活動（委員長）
- 地域でのメディカルコントロール協議会等での活動
- 都道府県医師会理事（公衆衛生、産業保健、医療安全、医療情報、災害医療）や郡市医師会会長
- 協会構成学会・団体での学会運営の経験、委員会委員、評議員、理事、監事、学会セミナー等講師

(2) 以下の職務歴（常勤職員等）は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。

- 大学の社会医学系領域の助教相当以上の教育研究経験
- 厚生労働省等行政機関（国、自治体）の医系技官
- 検疫所の検疫官、大使館等の医務官、刑務所等の矯正医官、部隊・基地等の自衛隊医官
- 都道府県・市役所衛生主管部局、保健所等行政機関の保健医療福祉部門の医師
- 地方衛生研究所、精神保健福祉センターの医師
- 企業等の専属産業医、労働衛生機関の常勤医師
- 大学等の健康管理センターの常勤医師
- 社会医学系のフルタイムの大学院生（正規の修業年限のみカウント）
- 病院グループ（国立病院機構、地域医療機能推進機構など）の管理部門の医師